

った点につきまして、直接的な干渉というものは、市の行政の範囲ではできないのではないかと、ついに私は個人的な判断をしております。その他のいわゆる物価の問題とか、そういったときを利用いたしまして、できるだけ値上げに結びつかないような、あるいはいわゆる借地人とか借家人の御理解をいただくような方法で、何らかの直接的な干渉はできませんけれども、御理解をいただくような形では、今後も継続的には考えていきたいと考えております。具体的な答弁というふうな御注文でございましたが、そんなような形でやっていきたいと考えております。

以上雜駁でございましたが、御答弁にかえさせていただきます。

○二番(松山 清君)

そうしますと、〇・二を〇・三にする主たる理由というのは、当市の問題であるというふうなことです。確かに財源が必要だというのはよくわかります。国の文書ということではないが、いろいろ会議等の中で、〇・二を〇・三にしないといふふうなことに、ついでに指導というのは、特になかったというふうに解釈してよろしいんですか。たとえば、〇・二を〇・三にしないといふいろいろな面で、地方交付税の問題でさしすわりがあるといふことは全然考えなくてもいいとい

うことですか。

一番問題なのは最後の問題ですが、借地人、借家人との家賃の関連で

すけれども、部長の答弁ではそのような説明しかされないのかもしれないけれども、〇・二は一番心配するところですが、いままでの論議の中でもありましたけれども、

往々にして税の値上げという形がとられて、地代・家賃の値上げということが主な理由として出されるわけです。ところが、実際に借りている方は、そうい

うふうに値上げということが出されても、ほとんど税がどうぐらい上がったかという

ことはわからないままに、交渉に応じてなければならぬといふことがあるわけです。

〇・二を〇・三に上げるというのであれば、十分対策をとって提案をすべきであらうと思ふんです。そういうことに、ついでにはあとで考えていけばいい

といふことであれば、住民にとって非常に厳しいものにならうかと思ふんです。

そういう点で、具体的なものに、ついでには、今後考えていくといふことであるが、特に市長におかれましては、この点について、どういふふうな市長自身の考えとして持っておられるのか。

○止画財政部長(浅見裕康君)

指導がされたかどうかという点につきましては、

先ほどから提案理由で御説明申し上げましたように、法改正がされたという一つの前提におきましては、地方財政の危機といったものを踏まえまして、地方自治体からの要望というものを当然、国が受けて、それを調査会等で審議したということ、実態がそこにあるという結論だろうと思います。そういう関係につきましては、自治省等は指導的な立場に立たざるを得ないということ、実際に指導という言葉もあると思います。先ほどもちよつと地方交付税の問題とか、起債の問題とか言われましたけれども、当然、これは財源不足ということが前提になって、その措置をとられていくということ、そういう点につきましても、やはり制限税率が上がったという時点で、それに即応した改正がされないということにつきましては、やはり改正はそこまできなくていいという一つの自治体の結論ということ、何らかの解釈がされるということとは考えられます。

○市長(石川常太郎君)

御質問でございますが、この市と比べましても、福生市におきましては、区画整理事業等は活発に行われているようにござ

います。その目的に使う税でございますので、せっかく法律が改正されましたので、まことに心苦しいでございすけれども、当市といたしましては、限度一ぱいちょうだいするが、筋ではないかと思つてゐる次第でございます。なお、市民負担の増につきましては、市民の方にもね返りがあればお金の毒ではございすけれども、これは当事者間の問題でございすので、市がこれに直接どう対処するということは、御答弁することは適切ではないというふうに考えてゐるわけでございまして、これは当事者間でよくお願いしたいと思つたわけでございす。

○二番(松山 清君)

部長の説明については、そういう問題について納得はできないわけですが、財源不足ということであるわけですが、国と地方自治体との根本的な解決といったところに一つの基本的なものをしぼつてやっていかなければならないと思ふ。単に住民の方に税の負担だけを転嫁して、地方財政危機という財源不足ということを切り抜けるというふうなことにについては、いま、突き当たつてゐる地方財政の問題の本質からはずれると思ふ。そういう点では、国と地方自治体との税関係の問題、超過負担とかたくさんありますけれども、

そういう基本点を中心にして国に対して要求していくべきではないかと思ひますが、そういう点について今後——いままでも余りやうしていませんけれども、今後努力してやうにしたいと思ひます。

市長の負担はやむを得ないというようなことですが、これは無責任な話だと思ふんです。当事者間でやってくればよいというような、五〇%も税の値上げをしており、あとの地代とか家賃の問題については当事者間の話し合いだから、わしは知らんというような、そういう点はぜひ無責任だと思ふ。あくまでも市民が負担をかぶるわけであるので、ほか市の人ではない、わが四百八千市民が負担をかぶるわけです。負担をかぶせる方もいますけれども、そこについて当事者間の問題だということは冗談ではないです。市だといろいろ手段はあるわけでしょう。広報だって広報無線だって、毎月大きい予算をつぎ込んで出しているわけです。少なくともそういう問題で、家賃の問題、地代の問題について出せるわけです。出せないのですか、そういう問題は全然。

○市長(石川常太郎君) 市といたしますと、市民の生活を守るということですが、現実には一々これを守っていくということとはできませんで、市といたし

ましては、個人のことはやはり個人でやっていたらいいということ、市は一人でできないことをしたすのうかたてまえだと思つております。そういうことにつきましては先ほど申し上げましたとおりでございまして、市がこれにタッチすることは少々むずかしいのではないかと私は考えております。市民の生活を守るということは、少々意味が違います。金銭的に援助するとか、あるいはそういう方にタッチすることではないと思ひます。又、そういうものに対しては、ほかの役所があるわけですから、市がそういう個人の家賃、あるいは地代等に直接関与するということ、私は、私はいたさないつもりでございします。

○二十番(末次性男君) この際勸議を提出いたします。
暫時休憩を求めます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 暫時休憩いたします。

午前十時四十五分 休憩

~~~~~

午前十一時五十一分 開議

○議長(岩田 博君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○二番(松山 清君)

自分の〇・二を百分の〇・三に改めるという問題について

いろいろ説明は受けたわけですが、納得でき加たいわけでは。それと同時  
時に、先ほど市長から答弁をいただきました。改正した後の地代、家賃等の  
問題について非常にわかりあいを持ってくるわけなんです。その点につきましてもう  
一度、先ほどの答弁ではなかなかむずかしいということでありましたけれども、十分市  
民等に対してしまして、でき得る対策というか、いろいろPRの問題等ありましよう  
けれども、そういうものについてもう一度お聞きしたい。

○市長(石川 常太郎君)

便上値上げで地代、家賃が高くなることは、全く私といた  
しましても不本意なこととございまして、そういうことがあつてはならないものだと思  
います。しかし市といたしますと、ぜひこの条例は御可決をいただきますして、それによつて  
入る税収を市の他の部分に投資をいたしまして、市民の福祉向上に役に立てるわけ  
でございまして、一般市民といたしますと恩恵が受けられるわけとございまして、不  
当な値上げはもちろんいけませんけれども、地主あるいは家主の皆さん方にも良識を  
持っていただきますして、できるだけ不当な値上げをしないように御理解をいただきますして、

やっていただかなければならないと思います。

しかしこの問題につきまして行政がタッチす

るということはなかなかむずかしい問題とございしますので、現在のところこれに直接介入  
をしてまいるということは、私といたしますと割り切れないものを持っていますところとござい  
ます。商工会等におきましては、これらの問題に多少タッチしておいでとございしますけれども、こ  
れもやはり直接この問題に入つて、市がどうこうということはおそらくできないのではな  
いと思います。この問題に入つて、市がどうこうということはなかなかむずかしい問題である  
ということとございまして、これ以上の答弁は私といたしますと少々できかねるような  
考えでおるわけとございします。

○十二番(貫井 喜代次君)

この本条例の改正に伴つて当然起る補正予算

の問題等をお伺いするわけですが、これは目的税であり他の一般的なもの  
に使える財源ではないわけとございします。したがつてこの条例が議決されますと  
即予算ということですが、先ほど申し上げたように目的税であるだけに、この条  
例の一部改正と同時に補正予算を当然出すべき性格のものではなかったかと  
思うのです。そういうふうな点、なぜできなかったかという点についてはいろいろなことがあ  
るかもしれませんが、先ほどの部長の説明では八千六百万円ばかり増収になる

ということですが、これに対しては今後補正予算でという言葉が出ましたけれども、今後というと六月になるのか九月になるのかわからないわけですが、これは当然今回同時に出すべき性格のものであると思うので、次回にはこの補正は出すということではなくてはならない問題だと思えます。

それから先ほどの問題に関連してくるわけですが、市長に確認のために伺うわけですが、市長が申しますように、こうした問題に行政が個々の問題に介入して積極的に動くということは当然ではないことはよくわかります。しかしこのわずか〇・一％といえますけれども、この条制では〇・一％ですが、一般的に地代、家賃にはね返るは固定資産税ということで、固定資産税というと、一四とプラス〇・二のままで、都市計画税を含めた固定資産税。しかし今回は都市計画税の〇・二が〇・三になるということの五〇％ということは一四も含めた五〇％というふうにとりかち、又これがかちなので、地代、家賃にはね返るのは当然だということに、地主関係は言われるのではないかと。説明を受けた地代、家賃を支払う者も、そうか五〇％も上がったのではということ。納得させられるような面が出るとは、いかと。思います。そう、一面でこういうことのないように、確かに個々

の指導はむずかしいけれども、もう少しこんな方法もあろうと思うというふうなことも、もちろんいま検討していると思えますけれども、そういうような点を確認のために伺いたいと思えます。

一つはどうして今回できなかったかということ。これと今後でなくて次回は補正予算をしなければならぬと思う。なぜかという目的税であるから、そういうふうなこともあわせて説明してもらえば、八千六百万円はどんなところに使うかということもやはりしてもらえばいいと思えます。それと指導の問題。この三つをお願いしたい。

○企画財政部長(浅見裕康君)

御指摘をいただきましたように、都市計画

税は目的税でございます。同時提案という形が本来的であるということとはごもともであらうと思えます。これにつきまして、若干異動その他で今後の事業計画といったものが、当初予算の編成時点で、それ以上とをやるかということとは具体的に検討を要するというところで日時を必要とするということも含めまして、先ほど私、確かに次回ということではなく、今後という表現をしたわけですが、いますけれども、御指摘いただきましたように、同時提案が本来的であるということ踏まえまして、六月の定例会に建設部とも十分協議を重ねまして

補正予算を上程させていただきたいと思ひます。 具体的にどういふ使用道かという点につきましては、今後さらに詰めまして、六月の補正予算の時点でその内容を折り込んで説明したいと思ひます。

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

先ほど来松山議員から御質問がございましたが、便上値上げに對する対策について私の考えていることとございますが、行政といたしましては、わめてタッチしにくい問題でございますし、又、適当でないことだろうと私は思っております。 自治省から通達がございますが、何か市に責任をのせるようにならうにもとめるようなこととございますので、非常にむずかしい問題でございます。 過大な便上値上げは最も好ましくないことは当然でございます。 として、反面市としても非常に行政の介入がむずかしいということとございますので、私といたしますと、慎重に對処していかなければならない問題でございます。 役所内の衆知を集めまして、行政としての範圍内でもし可能なことがあるならば、その方法を研究いたしましたして對処をしてみたいと思ひます。 現在のこの具體的の方策等はもうろんまだございせんけれども、もし何かあ

るならば、考えてまいらうかとただいま考えているところでございます。

○二十四番(塩野鉄之助君) 貴井議員の質問に對する答弁にまだ納得がいきませんので、質問申し上げます。

この都市計画法の百分の〇・二を〇・三にするということ、土地所有者が全部とはいっておりませんが、借地人に対して便上値上げをさせないというふうなことが、自治省事務次官通達とか、大蔵事務次官通達で出てくるというのを聞き及んでおります。 こういう面に対して市長に御要望申し上げたいが、土地所有者に對してこういう通達があるというふうなことを言っていたんです。 いろいろ面につきまして、市長は確固たることをしたからどうということではないと思ひます。 やはりわれわれといたしましても、便上値上げは国からもそういう通達があるとするれば、地主には知らすべきだと思ふ。 これは一般に知らす問題ではなく、それに関連する人に知らせていたいて、おそろく便上値上げはしてないというふうに考えておりますけれども、せっかくそういう指導要綱が来ているというのであれば、そういうことを知らしめていたいただきたいということを、市長からそ

ついでにこのかたでできるかというのを確認したい。先ほどの答弁では松山議員の質問に対する答弁のような誤解を受けましたので、その点につきまして御答弁願います。

市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

私もそこまで知恵がまわらなかったわけですが、御高説を拝聴いたしまして、それも一つの方法であろうというふうに考えたわけでございます。

十七番(関 米吉君)

市長、助役にお尋ねしたいが、いまの答弁も私としてみれば納得がいかない。というのは三月の定例会にこの問題について理事者側はどのような答弁をしましたか。はつきりとそういうことはやりますということを言っているわけですか。

そういうことは考えも及ばなかったということではなしに、すでに三月の定例会から何月もたない、何月というよりも一ヶ月もたないうちに、話がずっと後退しているように思います。ですから私は三月定例会に理事者が約束されたことを必ず実行しますということではいいんじやないかと思うけれども、そういう気があって、ああ、う、答弁がされたわけではないのですか。助役も広報等によって、そういう便上値上げ等が、いようにします、ということと答えているわけですか。

それがだんだん後退しているということが、この論議の焦点になっているのではな  
いかと思います。したがって三月に大野議員がやった、あのときの答弁をわれわれは理解しているわけです。その点をはつきりしていただきたいと思います。

市長(石川常太郎君) いろいろ方法につきまして、具体的に善処してまいりたいと思います。

議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者二番松山 清君。

(二番 松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君) 議案第三十一号 福生市都市計画税条例の一部を改

正する条例について、反対討論をいたします。

この条例は、税率を百分の〇・二から百分の〇・三と五〇％も引き上げる大幅な引き上げであり、これにより、物価高、不況に苦しむ市民にさらに大きな負担をかけることは明らかであります。又、これは民間の家賃、部屋代、借地代の

便上値上げを招く恐れが十分にあります。これにつきましては、自治省固定資産税課の吉住俊彦課長もすでに二月十三日の時点で、税の引き上げは地代、家賃を値上げる方向につながると言明しておりました。

もともと都市計画税の税率は法で制限税率を定めているものであって、必ずしも地方自治体が制限税率の百分の〇・三まで課税しなければならないものではありません。長期にわたる地方財政危機の根本的解決を図ることなく、住民への課税の強化により財源の確保をする。いまの政府のやり方に無批判的に追従する市当局の態度は、私は容認することはできません。

私は市当局として、国と地方自治体の財政関係の根本的解決を図るための運動を強力に推し進めるとともに、固定資産税の不均一課税の実施など、現行法のワクの中でもでき得る手段もあわせて研究されんことを要求し、議案第三十一号の反対討論といたします。

○議長(岩田 博君) 賛成者 五番 森田治男君。

(五番 森田治男君 登壇)

○五番(森田治男君) 議案第三十一号に對しまして 賛成討論を行います。

地方自治体の行政運営のあり方の基本的な考え方として、地方自治体が当然徴収でき得るものを徴収せず、すべて国からの援助で賄うということは不可能でありましょう。財政危機が叫ばれている美濃郡都政は、まさしく最後の最後に国の方針に従わざるを得なくなったこの事実。すなわち本来地方自治体が当然徴収でき得る、かつ又徴収することによって市民に利益が還元されるようなことをあえて徴収せずに、人気取りだけの行政の末路は私が申し上げるまでもなく、最後は市民にその大きなつけがまわってくるのであります。人間だれしも喜んで値上げに応じる者はないと思います。しかしその時期にしなければならぬときには涙をうんで、最終的には市民の利益につながるという大前提のもとに行わなくてはならないのであります。

まして東京都二十六市中、防衛関係では最高の補助金を獲得している当市にとって、市民も国で定めた基準に従って、充分に公租公課を納めていただき、そのバックボーンを礎に、市長を先頭に議会側も一体となって市民福祉のために、基地所在地という特殊事情を国に対して訴え、当市の都市施設の整備のために邁進することが私は筋であると考えらるもので

あります。したがって今回、都市計画税条例の一部改正による〇・一％アップはやむを得ないと私は判断をいたすものであります。

なお今回の税率アップに伴い地代、家賃等の不当な値上げ、いわゆる便上値上げをしないように、でき得る限りの行政指導を行うよう、強く要望いたします。賛成討論をいたすものであります。(拍手)

○議長(岩田 博君) 以上で討論を終わります。

これより議案第三十一号については、起立により採決いたします。

本案について原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君) 起立多数であります。よって議案第三十一号は原案

とおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 一時まで休憩いたします。

午後零時十五分 休憩

午後一時 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五議案第三十二号 福生市特別土地保有税審議会条例を議題

といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君 登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第三十二号 福生市特別土地保有税審議会条例につきまして御説明を申し上げます。

まず提案理由でございますが、これも地方税法の一部を改正する法律の公布施行に伴いまして、本条例を制定しようとするものでございます。本条例はこの

改正に伴いまして、地方税法の第六百三条の三の規定に基づきまして、特別土地保有税の納税義務者の免除規定を追加することになりました。その申請がされた場合に、その認定を行うための審議会を設置するために制定しようとするものでございます。本制度が新たに設けられたその背景をいたしまして、昭和三十八年に特別土地保有税が設けられたわけでございます。その目的が土地に対する投機の抑

制 あるいは宅地供給の促進というような一種の政策的な税制という色彩が強いものでございました。最近では地価の安定状態等からいたしまして、その目的が十分に達成されたというようなことでございまして、土地利用におきましては現実的に相当利用が進んでおりました。投機目的を持った土地の保有というものが少なくなつてきているというような現況から、今回外形的に利用判定が可能な恒久的な建物 構築物等の敷地等に限りましては、当該地域の計画的な土地利用に適合するというような判定ができる場合は、納税義務を免除というように規定をされてきたものでございます。これに該当する土地に対しましては適否をこの審議会で判定しようというものでございます。

次に条例内容につきまして御説明申し上げたいと思っております。

第一条は目的でございまして、この審議会が組織及び運営に関する事項を定めるんだというものでございます。二条は委員の規定でございまして、三人の委員をもって組織すると、土地利用、都市計画、あるいは土地に関する税制について学識経験のある者と、地方公共団体の職員というように規定が法律の中にもうたわれておまして、そのままを規定しております。予定いたしましたのは議会から議員さん

に一名、市の職員一名、あと一名は現在予定いたしましたのは、固定資産評価審査委員会三名の先生方のうち一名というように考えております。委員の任期は二年といたします。非常勤ということでございます。三条は会長との関係する規定でございまして、審議会には互選によって会長を定め、会長等の職務が三項、四項に規定されております。四条は、この審議会の所掌事務を遂行する必要上、市長に対して資料の提出、説明等を求めることができるということでございます。審議会の庶務は企画財政部の税務課において処理をいたします。六条は委任規定でございまして、その他必要な事項については、会長が審議会に諮って定めるということでございます。附則は条例の施行期日でございまして、公布の日から施行するというような内容でございます。

非常に難解な説明でございすけれども、慎重御審議をいただきますし、原案とおり御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。